

住むなら和気町

## 若者世代の住まいづくりを応援します！



### 若者の定住化促進について

平成27年4月1日より和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例が施行されました。和気町では「若者の定住化」を目的とし、新築住宅及び中古住宅に係る固定資産税の一部を免除します。

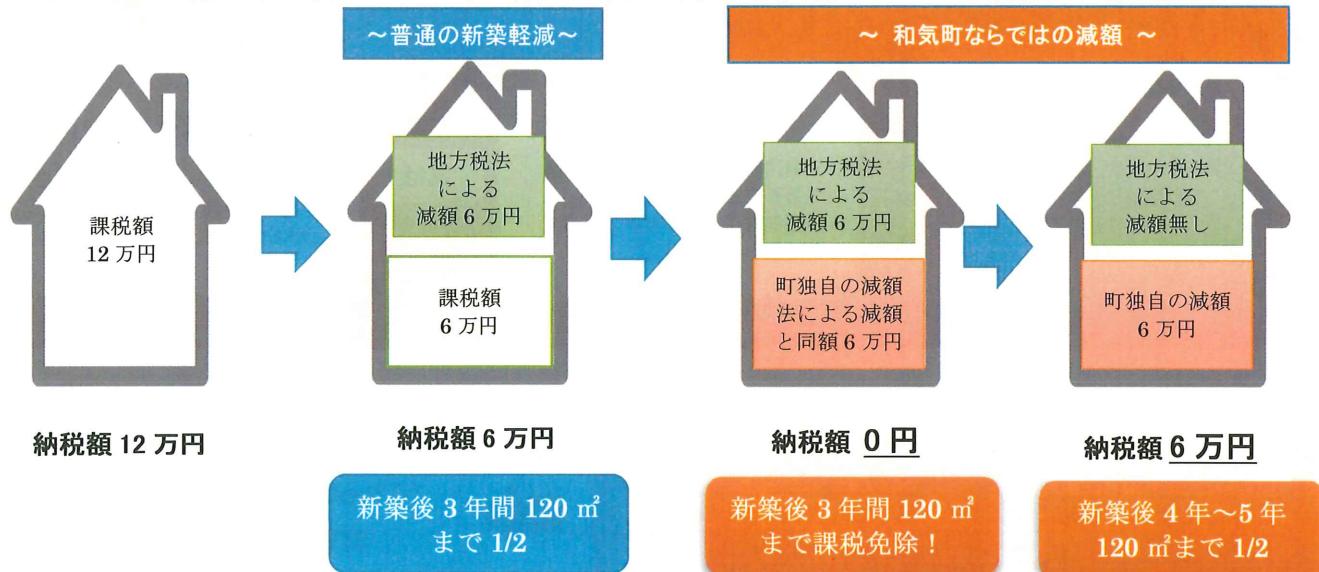
若者世代が町内に自ら居住するため、新築または購入した家屋は、新築後5年間、 $120\text{ m}^2$ 分の固定資産税（家屋分）の課税を免除もしくは軽減します。

※以下の要件等に該当する場合です。

### 1. 減額の内容

$120\text{ m}^2$ を限度として、5年間、家屋分の固定資産税を半額軽減します（賃貸物件は除きます）。

例：木造2階で床面積 $120\text{ m}^2$ の専用住宅の場合（本来の税額が12万円と仮定します）



### 2. 減額の対象と期間

ア) 受付の対象…平成27年1月2日（28年度課税）から令和12年1月1日（令和12年度課税）までに新築または購入（相続・贈与を含まない）された居住用家屋（アパート・賃貸を除く）

イ) 減額の期間…5年間

※地方税法上の減額期間は、一般住宅は3年、認定長期優良住宅は5年

### 3. 減額の要件

ア) 対象家屋…地方税法規定の新築軽減制度と同じです。

- ・専用住宅や併用住宅（居住部分が2分の1以上のもの）
- ・床面積が $50\text{ m}^2$ 以上 $280\text{ m}^2$ 以下

イ) 町独自の減額要件（下記のどちらかの要件をみたしていること）

- ・申請時に所有者が40歳未満であること。  
(ただし、所有者が40歳以上の場合でも、同居の配偶者が40歳未満であれば対象)
- ・申請時に就学前及び就学中（0歳から15歳）の子供を扶養していること。



# 新築住宅等に対する固定資産税課税免除【基本的な流れ】

住宅を新築もしくは中古住宅を取得する。



家屋調査などを通じて、職員が聞き取り等の調査を行い、対象となるかどうかをあらかじめ確認します。

No

(要件に該当しない) 対象外となります。



Yes

申請書にご記入いただき、提出してください。



Yes



申請書にもとづき、町内居住要件、年齢要件、子どもの不要要件等に該当しているかを確認します。

※最初の申請時において、次の要件を満たしていることが必要です。(①は全て、②と③はどちらかの要件が必要です。)

## ①居住要件について

- ・居住し、かつ、住民登録していることが必要です。
- ・共有物件の場合、現に居住している所有者の持分の合計2分の1以上必要です。

## ②年齢要件について

- ・申請時において、40歳未満であることが必要です。  
(配偶者が40歳未満の場合でも対象となります。)

又は

## ③扶養要件について

- ・申請時において、就学前及び就学中の子供を扶養していることが必要です。



Yes



No

## 町税等の収納状況について

申請書受付時点において、町税等(町税・国民健康保険税・介護保険料・水道料・保育料等)の滞納等が無いかを確認します。

No

(これらの要件を満たさない)  
対象外となります。



Yes

これらの要件をすべて満たす

4月に町から新築家屋の価格決定通知を送付する時に、一緒に課税免除の決定通知書を送付します。

【その年度の課税分から5年間、1/2に減額され、地方税法上の新築軽減が適用される期間(3年または5年)は課税免除され、120m<sup>2</sup>まで実質的に無税となります。】

## 次年度以降の流れ

次の賦課期日(1月1日)において、当該住宅に居住していること等、また、町税等に滞納が無いこと等を確認します。※改めて申請の必要はありません。